

NEWS 01

さっぽろ未来創生プラン(案)にご意見を

人口の将来展望と、具体的な施策をまとめた計画です

皆様のご意見をお寄せください

市役所10階企画課、区役所などで配布中の計画案をご覧の上、添付の提出用紙を12/25(金)(必着)までに企画課(市役所内/1階)へ持参、送付、ファクス、Eメール。下記ホームページでも提出できます。

問い合わせ 政策企画部企画課
(21) 2192

将来における本市の人口の動向と、それに対応する具体的な取り組みをまとめた「さっぽろ未来創生プラン(案)」に対する、皆さんからのご意見を募集します。

本市の人口は、ここ数年のうちに減少に転じると推計されています。この計画は、人口減少を緩和し、若者や子どもたちに明るい札幌の未来を引き継いでいくために策定するもの。市の人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示す「人口ビジョン編」と、今後5年間に優先して取り組む施策をまとめた「総合戦略編」の2編で構成しています。

計画は、1月下旬に完成する予定です。

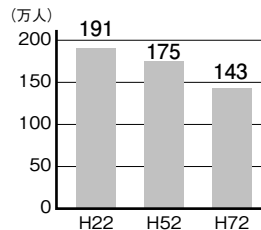
さっぽろ未来創生プラン(案)——計画案の概要を紹介します

人口ビジョン編

平成72年までの本市の人口の将来展望と、目指すべき将来の方向を示しています。

ここ数年のうちに人口が減少

- ・戦後一貫して増加していた人口はここ数年のうちに減少に転じる。
- ・平成72年には本市の人口は143万人になると推計。
- ・特に15歳～64歳の人口が平成22年と比べて60万人減少。



札幌市の課題

- ①低い合計特殊出生率
平成25年の合計特殊出生率は1.14。都道府県で最も低い東京都と同水準。
- ②道外への人口流出
特に20代の若者の転出が多い。転出先のほとんどが首都圏。

人口減少を緩和するために

目指すべき将来

- ・結婚や出産を望む市民の希望がかなえられる社会の実現
- ・地域に定着できる環境づくり

総合戦略編

目指すべき将来の実現に向けて、2つの基本目標と具体的な施策を示しています。
【計画期間：平成27年度～31年度】

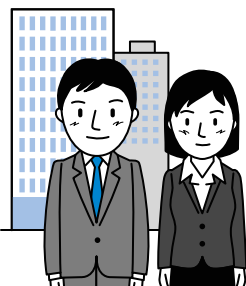
基本目標1

安定した雇用を生み出す

経済情勢の変化に対応できる足腰の強い経済基盤を確立し、雇用の質と量の拡充に取り組みます。

主な施策

- ・本社機能の移転など企業誘致を推進
- ・外国人観光客の受け入れ体制の整備
- ・首都圏の大学生が地元企業に就職する機会の創出
- ・正社員就職の促進



基本目標2

結婚・出産・子育てを支える環境づくり

結婚から子育てにかかる不安や負担を軽減するための切れ目のない支援を進めます。

主な施策

- ・結婚に関する情報提供の充実
- ・多様な保育サービスの提供
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減
- ・仕事と子育てが両立できる環境整備の推進



計画案の詳しい内容はホームページでもご覧になれます。

さっぽろ未来創生プラン

検索

福祉や税などの手続きにマイナンバーの記載が必要になります

1月から、市の一部の手続きでマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

マイナンバー制度は、国民一人一人に割り振られた12桁の個人番号を、社会保障や税などの事務に利用すること

住民サービスの向上と行政の効率化を目指して行うもの。平成29年以降は、国や市などで情報の連携が始まるため、窓口での手続きが一部簡素化される予定です。

記載が必要な手続きを行う際は、通知カードと本人確認書類をお持ちください。

合フリーダイヤル ☎0120(95)0178 か、市コールセンター ☎(222)4894

環境に優しく、地域の活性化にもつながる集団資源回収をぜひご利用ください。

お問い合わせ ☎(211)2928

回収量が増加した団体に加算金を交付します

マイナンバーが必要な手続きの一部を紹介します

医療福祉

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の加入や変更、要介護認定申請、保険給付に関する申請手続き、障がい者手帳や福祉サービスなどの申請手続き

子ども

児童手当・児童扶養手当の新規・増額申請

税金

市税の減免などの申請・届け出
※確定申告や住民税の申告は、平成29年2月～3月に行う28年分（住民税は29年度）の申告から必要となります

マイナンバー（個人番号）は通知カードに記載されています。手続きを行う際は、「通知カード※1」と「本人確認書類※2」をお持ちください。

※1 通知カードのほか、個人番号カードなどマイナンバーが確認できる書類でも手続きができます。

※2 本人確認書類は運転免許証、パスポート、障がい者手帳などです。なお、健康保険証、年金証書、学生証などは2点必要となる場合があります。



本人確認書類

通知カードに関するQ&A

Q.通知カードが届いていない

A.郵便局の保管期間を過ぎた場合、住民登録のある区役所に返戻されます。事前に該当する区役所の戸籍住民課に連絡の上、本人確認書類を持参し窓口でお受け取りください。

※通知カードに関するお問い合わせは区役所（1階）の戸籍住民課へ

Q.住所や名前が変わった

A.転居や結婚などで記載内容が変わった方は、変更があった日から14日以内に、通知カードをお持ちの上、お住まいの区の区役所戸籍住民課で手続きをお願いします。

新たに始まる加算金の仕組み

今年の申請分から現行の奨励金に加え、平成26年の回収量と比較し、増加分に加算金（紙類は1kgにつき3円、瓶・金属・布類は1kgにつき7円）を上乗せした金額を交付します。

例えば 紙類のみの場合	平成26年	今年	
回収量	3,000kg	4,000kg	1,000kg増
奨励金	9,000円	12,000円	
新設 加算金		3,000円	
	9,000円	15,000円	

6,000円
収入増!

集団資源回収とは?

町内会や管理組合などの登録団体が資源物を回収。その回収量に応じて奨励金（1kgにつき3円）を交付する制度です。



実施団体を
募集中!

老人クラブやサークルなど営利を目的としない住民団体が対象です。詳しくはお問い合わせを。